

司法試験における問題数及び点数等について

平成17年11月8日司法試験委員会決定

改正 平成22年 7月14日

改正 平成23年11月 9日

改正 平成26年11月 5日

第1 短答式試験の問題数及び点数

1 憲法

20問程度とし、50点満点とする。

2 民法

36問程度とし、75点満点とする。

3 刑法

20問程度とし、50点満点とする。

第2 論文式試験

1 問題数

公法系科目、刑事系科目及び選択科目については、いずれも問題数を2問とし、民事系科目については、問題数を3問とする。

2 問題別配点等

公法系科目及び刑事系科目については、各科目それぞれ、問題1問につき100点配点の計200点満点とする。

民事系科目については、問題1問につき100点配点の計300点満点とする。

選択科目については、いずれの科目についても、2問で計100点満点とする。